

熊本県公報

第12906号
令和2年(2020年)
3月10日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業の指定…………… (") 1
- 個人県民税の控除対象寄附金募集者の代表者の変更…………… (税務課) 2
- 予算の専決処分…………… (財政課) 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の廃止…………… (障がい者支援課) 6
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… (") 6
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害図書の指定…………… (くらしの安全推進課) 6
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 6
- 道路の区域変更…………… (") 7
- 道路の供用開始…………… (") 7
- 林業種苗法に基づく指定採取源の指定…………… (森林整備課) 7
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録…………… (高齢者支援課) 8
- 種畜証明書の書換交付…………… (畜産課) 8
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く事業者の指定の廃止…………… (障がい者支援課) 8

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (商工振興金融課) 8
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (") 9
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (") 9
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 10
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 10
- 土地改良区の定款変更の認可…………… (農村計画課) 10
- 建設業法第28条第3項の規定による処分…………… (監理課) 10
- 建設業法第28条第3項の規定による処分…………… (") 11
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 11
- 県営土地改良事業の工事完了…………… (農村計画課) 12
- 熊本都市計画都市高速鉄道九州旅客鉄道鹿児島本線・豊肥本線 (連続
立体交差事業)に係る事後調査報告書の縦覧…………… (環境保全課) 12

登 載 依 頼

- 第5回球磨支援学校移転整備に係る検討委員会の開催…………… (特別支援教育課) 13
- 熊本県私立学校審議会の開催…………… (私立学校審議会) 13

告 示

熊本県告示第178号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和2年(2020年)3月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社マープルフエロー	ナースステーション・エムズ	宇城市小川町江頭394番地	令和2年(2020年)3月1日	訪問看護

熊本県告示第179号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和2年(2020年)3月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社マープルフェロー	ナースステーション・エムズ	宇城市小川町江頭394番地	令和2年(2020年)3月1日	介護予防訪問看護

熊本県告示第180号

熊本県税条例施行規則(昭和30年熊本県規則第4号)第19条の3の6第1項第1号の規定により個人県民税寄附金税額控除対象寄附金に係る変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年(2020年)3月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 変更年月日 平成31年(2019年)4月1日
- 2 寄附金募集者の名称及び住所
学校法人白百合学園
東京都千代田区九段北二丁目4番1号
- 3 寄附金募集者の変更内容
代表者の変更
- 4 新代表者の氏名 理事長 荻原 禮子

熊本県告示第181号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により令和2年(2020年)2月28日付けで専決した令和元年度(2019年度)熊本県一般会計補正予算(第6号)の要領は、次のとおりである。

令和2年(2020年)3月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 35 号

令和元年度熊本県一般会計補正予算(第6号)

令和元年度熊本県の一般会計の補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,504,156千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ820,155,301千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年2月28日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰 入 金		34,994,168	△ 16,864	34,977,304
	1 基金繰入金	33,991,107	△ 16,864	33,974,243
2 諸 収 入		54,516,046	2,500,020	57,016,066
	1 貸付金 元利収入	40,555,743	2,500,020	43,055,763
3 県 債		107,400,496	21,000	107,421,496
	1 県 債	107,400,496	21,000	107,421,496
歳 入 合 計		817,651,145	2,504,156	820,155,301

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 商 工 費		53,779,858	2,504,156	56,284,014
	1 商 業 費	42,851,928	2,504,156	45,356,084
2 土 木 費		102,148,794		102,148,794
	1 道橋りょう 路費	55,451,846		55,451,846
歳 出 合 計		817,651,145	2,504,156	820,155,301

第2表 債務負担行為補正

変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
1 中小企業対策融資損失補償 金融機関が中小企業対策融資として総額 290億円の範囲内で融資した資金について熊本県信用保証協会が保証債務の履行をした場合の損失補償	令和元年度 ～令和14年度	千円 373,200	1 中小企業対策融資損失補償 金融機関が中小企業対策融資として総額 390億円の範囲内で融資した資金について熊本県信用保証協会が保証債務の履行をした場合の損失補償	令和元年度 ～令和14年度	千円 421,200
2 情報処理関連業務	令和2年度 ～令和6年度	1,383,118	(補正前に同じ)	令和2年度 ～令和6年度	1,390,347
	年次別内訳 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度	1,146,171 61,200 58,890 58,890 57,967		年次別内訳 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度	1,153,400 61,200 58,890 58,890 57,967

第3表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	
単 県 道 路 整 備 事 業 費	千円	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。)	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができ る。	千円				
	6,008,000	(その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。			6,029,000	(補 正 前 に 同 じ)			

熊本県告示第182号

次のとおり児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定による指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和2年（2020年）3月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
児童発達支援多機能型事業所 あそびいぶらす 阿蘇郡南阿蘇村 吉田2301番地	一般社団法人こどもサポートセンターあそら 阿蘇郡南阿蘇村吉田2301番地 草尾 賢一	令和2年 (2020年) 3月1日	435130 0076	指定放課後等デイサービス 指定保育所等訪問支援

熊本県告示第183号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和2年（2020年）3月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
ひまわりのこどもたち 合志市幾久富1 758-517	株式会社サンテル 合志市須屋3792番地112 内田 有子	令和2年 (2020年) 3月1日	435290 0445	指定放課後等デイサービス

熊本県告示第184号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第9条第1項の規定により少年に有害な図書として令和2年（2020年）2月28日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和2年（2020年）3月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種別	図書名 (発行所名)	図書番号等	指定理由
有害 図書	アリエナイ理科ノ大事典 (株式会社三オブックス)	ISBN978-4-86673-034-9	著しく粗 暴性又は 虐待性を 助長し、 少年の健 全な育成 を阻害す るおそれ がある。
	アリエナイ理科ノ大事典Ⅱ (株式会社三オブックス)	ISBN978-4-86673-093-6	
	アリエナイ理科ノ大事典〔改訂版〕 (株式会社三オブックス)	ISBN978-4-86673-142-1	

熊本県告示第185号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和2年（2020年）3月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年（2020年）3月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前	幅員	延長	備考
-------	-----	-----------	---	----	----	----

一般県道	三本松甲佐線	上益城郡甲佐町大字坂谷字辻 896番1地先から 同所 896番1地先まで	後	(メートル)	(メートル)	災害復旧
			前	24.1 ～ 26.4	23.2	
			後	31.7 ～ 40.3	23.2	

2 区域を変更する期日 令和2年(2020年)3月10日

熊本県告示第186号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和2年(2020年)3月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年(2020年)3月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	坂本人吉線	球磨郡山江村大字万江丙字和七畑 同所 82番地3地先から 82番地54地先まで	前	11.4 ～ 73.9	394.0	防交安
			後	15.3 ～ 103.9	394.0	

2 区域を変更する期日 令和2年(2020年)3月10日

熊本県告示第187号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和2年(2020年)3月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年(2020年)3月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	芦北坂本線	葦北郡芦北町大字宮浦字大丸 458番7地先から 葦北郡芦北町大字宮浦字下り 433番13地先まで	300.0	防交安

2 供用を開始する期日 令和2年(2020年)3月10日

熊本県告示第188号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第3条第1項の規定により、次のとおり指定採取源に指定したので、同法第5条第1項の規定により告示する。

令和2年(2020年)3月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

指定番号	熊本育令和1-3
指定年月日	令和2年(2020年)3月10日
指定採取源の種別	育種母樹林
樹種	スギ
所在場所	熊本県菊池市旭志伊坂三本木806
本数	510本
面積	0.20ヘクタール
所有者氏名及び住所	坂本 信介

熊本県菊池市泗水町住吉724-4

熊本県告示第189号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和2年（2020年）3月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人光栄会 葦北郡津奈木町大字小津奈木2120番地62	特別養護老人ホーム つなぎの里 葦北郡津奈木町大字小津奈木2120番地62	431100393	令和2年（2020年）2月28日	地域密着型介護老人福祉施設

熊本県告示第190号

次のとおり種畜証明書を書換交付したので、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第2項の規定により公示する。

令和2年（2020年）3月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
11381197310	種畜の名前の変更	第一弦球	今字1
	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県合志市栄3801 熊本県農業研究センター	熊本県玉名市横島町共栄37 独立行政法人家畜改良センター熊本牧場

熊本県告示第191号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

令和2年（2020年）3月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
わくワークみなまた 水俣市浜松町5番95号	社会福祉法人水俣市社会福祉事業団 水俣市浜松町5番95号 理事長 高岡 利治	就労移行支援	令和2年（2020年）4月1日

公 告

熊本県公告第137号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

令和2年（2020年）3月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
クロス21UT0
宇土市水町50番1号ほか
- 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の

氏名

(変更前) 株式会社九州リースサービス
 代表取締役 藤丸 修
 福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号
 (変更後) 株式会社九州リースサービス
 代表取締役 磯山 誠二
 福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号

3 届出年月日

令和2年(2020年)2月21日

4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県央広域本部宇城地域振興局総務振興課
 令和2年(2020年)3月10日から令和2年(2020年)7月10日まで

熊本県公告第138号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

令和2年(2020年)3月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパー・キッド八代古閑中町店
 八代市古閑中町1210 外

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社九州リースサービス
 代表取締役 藤丸 修
 福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号
 (変更後) 株式会社九州リースサービス
 代表取締役 磯山 誠二
 福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号

3 届出年月日

令和2年(2020年)2月21日

4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部振興課
 令和2年(2020年)3月10日から令和2年(2020年)7月10日まで

熊本県公告第139号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

令和2年(2020年)3月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

YOUランド玉名
 玉名市中字寺畑1686番地3

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ニューコ・ワン株式会社 代表取締役 村井 眞一 熊本県熊本市東区平山町3006番2号	ニューコ・ワン株式会社 代表取締役 塩原 礼貴 熊本県熊本市中央区安政町1番2号
株式会社ファミリーマート 代表取締役 中山 勇 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	株式会社ファミリーマート 代表取締役 澤田 貴司 東京都港区芝浦三丁目1番21号

株式会社マツモトキヨシ九州販売
 代表取締役 渡邊 孝男
 福岡県福岡市博多区住吉二丁目2番1号

株式会社マツモトキヨシ九州販売
 代表取締役 上村 浩司
 福岡県福岡市博多区住吉二丁目2番1号

- 3 届出年月日
 令和2年(2020年)2月21日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部玉名地域振興局総務振興課
 令和2年(2020年)3月10日から令和2年(2020年)7月10日まで

熊本県公告第140号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
 令和2年(2020年)3月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 合志市野々島字花園5041番3
 114.18平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
 合志市野々島5091番地5
 合志市湯之端区

熊本県公告第141号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。
 令和2年(2020年)3月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人高月	上益城郡山都町高月	上益城郡山都町大平字北原1228番2ほか16筆
農事組合法人高月	上益城郡山都町高月	上益城郡山都町高月字枋ノ木149番ほか2筆
藤本 信男	上益城郡山都町郷野原	上益城郡山都町郷野原字東郷野原1053番1ほか16筆
農事組合法人夢楽豊	上益城郡山都町長田	上益城郡山都町長田字池田1357番1
佐藤 友治	上益城郡山都町大平	上益城郡山都町須原字鶴626番1ほか22筆
橋本 康修	上益城郡山都町御所	上益城郡山都町鶴ヶ田字塔ノ本1045番
中尾 義孝	菊池市泗水町住吉	菊池市泗水町住吉字平原2904番2

- 2 認可年月日
 令和2年(2020年)3月3日

熊本県公告第142号

球磨郡湯前町に事務所を置く幸野溝土地改良区理事長から令和元年(2019年)11月21日付けで申請のあった定款の変更については、令和2年(2020年)3月2日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。
 令和2年(2020年)3月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第143号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分を行ったので
同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年（2020年）3月10日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 処分をした年月日
令和2年（2020年）3月3日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号
有限会社加勢緑化工業
上益城郡嘉島町犬渕326
代表取締役 中崎 惠津夫
熊本県知事許可（般-1）第12591号
- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令
(1) 停止を命ずる営業の範囲
建設業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。
（注）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。
(2) 期間
令和2年（2020年）3月18日から令和2年（2020年）3月31日までの14日間
- 4 処分の原因となった事実
有限会社加勢緑化工業は、嘉島町発注の公共工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けないで建設業を営む者と同法施行令（昭和31年政令第273号）第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲を超えて、下請契約を締結した。
また、同工事において施工体制台帳を作成しなかった。
これらのことは、建設業法第28条第1項第2号及び第6号に該当する。

熊本県公告第144号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分を行ったので
同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年（2020年）3月10日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 処分をした年月日
令和2年（2020年）3月3日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号
有限会社六嘉企業
上益城郡嘉島町上島253
代表取締役 高村 政憲
熊本県知事許可（般-29）第11885号
- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令
(1) 停止を命ずる営業の範囲
建設業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。
（注）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。
(2) 期間
令和2年（2020年）3月18日から令和2年（2020年）3月31日までの14日間
- 4 処分の原因となった事実
有限会社六嘉企業は、県発注の「熊本益城大津線単県道路施設修繕（防草対策）工事他合併」工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けないで建設業を営む者と同法施行令（昭和31年政令第273号）第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲を超えて、下請契約を締結した。
また、同工事において施工体制台帳を作成しなかった。
これらのことは、建設業法第28条第1項第2号及び第6号に該当する。

熊本県公告第145号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年（2020年）3月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町沖野一丁目566番172の一部
225.25平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
菊池郡大津町大字室402番地1ポルテ・ポヌール102号
岩永 尚大

熊本県公告第146号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第3項の規定に基づきこの旨を公告する。
令和2年(2020年)3月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理	三野地区	平成25年(2013年)10月17日	平成31年(2019年)2月26日	熊本県
区画整理	八反田地区	平成25年(2013年)10月17日	平成31年(2019年)2月26日	熊本県

熊本県公告第147号

熊本県環境影響評価条例(平成12年熊本県条例第61号)第34条第1項の規定に基づき、事業者から熊本都市計画都市高速鉄道九州旅客鉄道鹿児島本線・豊肥本線(連続立体交差事業)に係る事後調査報告書の送付を受けたので、同条例第34条第2項の規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
令和2年(2020年)3月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 熊本県
 - (2) 代表者氏名 熊本県知事 蒲島 郁夫
 - (3) 所在地 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 熊本都市計画都市高速鉄道九州旅客鉄道鹿児島本線・豊肥本線(連続立体交差事業)
 - (2) 種類 鉄道施設の改良の事業
 - (3) 規模 延長約6キロメートル
- 3 対象事業実施区域の位置
熊本市西区池田四丁目、西区池亀町、西区上熊本二丁目、西区上熊本三丁目、西区花園一丁目、西区横手一丁目、西区横手二丁目、西区春日一丁目、西区春日三丁目、西区田崎一丁目、西区田崎本町、中央区段山本町、中央区新町三丁目、中央区横手一丁目、中央区横手二丁目及び中央区島崎一丁目
- 4 関係地域の範囲
熊本市西区花園一丁目、西区春日二丁目、西区春日三丁目、西区島崎二丁目、西区二本木五丁目、西区田崎一丁目、西区田崎本町、中央区新町四丁目、中央区段山本町、中央区小沢町、中央区板屋町、中央区細工町一丁目、中央区細工町二丁目、中央区細工町三丁目、中央区細工町四丁目、中央区細工町五丁目、中央区古大工町及び中央区西阿弥陀寺町の全域並びに熊本市北区釜尾町、北区池田三丁目、西区京町本丁、西区上熊本一丁目、西区上熊本二丁目、西区上熊本三丁目、西区池亀町、西区池田一丁目、西区池田二丁目、西区池田三丁目、西区池田四丁目、西区花園二丁目、西区花園三丁目、西区花園五丁目、西区横手一丁目、西区横手二丁目、西区横手三丁目、西区春日一丁目、西区春日四丁目、西区春日五丁目、西区春日六丁目、西区春日七丁目、西区二本木一丁目、西区二本木二丁目、西区二本木三丁目、西区二本木四丁目、西区田崎二丁目、西区田崎三丁目、西区蓮台寺一丁目、西区蓮台寺四丁目、西区八島一丁目、西区八島二丁目、中央区京町本丁、中央区横手一丁目、中央区横手二丁目、中央区横手三丁目、中央区宮内、中央区古京町、中央区新町一丁目、中央区新町二丁目、中央区新町三丁目、中央区島崎一丁目、中央区西唐人町、中央区魚屋町三丁目、中央区呉服町一丁目、中央区呉服町二丁目、中央区本山二丁目の各一部
- 5 事後調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 場所
熊本県庁(行政棟本館1階 情報プラザ)
熊本県土木部道路都市局都市計画課
熊本市環境局環境推進部環境政策課
 - (2) 期間 令和2年(2020年)3月10日(火)から令和2年(2020年)4月9日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(3) 時間 午前9時から午後5時まで

- 6 問合せ先
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班
 電話096-333-2268

登 載 依 頼

熊本県教育委員会公告第9号

第5回球磨支援学校移転整備に係る検討委員会を次のとおり開催します。

令和2年(2020年)3月10日

熊本県教育庁教育指導局特別支援教育課

- 1 開催日時
 令和2年(2020年)3月16日(月)
 午後1時30分から午後3時30分まで(予定)
- 2 会場
 球磨郡多良木町多良木4217
 球磨支援学校会議室
- 3 議事
 (1) 会議の公開・非公開について
 (2) 基本構想について
 (3) その他
- 4 傍聴者の定員
 10人
- 5 傍聴手続
 (1) 傍聴を希望される方は、会議の開会予定時刻の10分前までに、当該会議の会場前において受付のうえ、事務局の指示に従い会場に入室することができます。
 (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 非公開の案件
 「3 議事」については、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3公開の基準アに該当する場合、一部非公開となることがあります。
- 7 問い合わせ先
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県教育庁教育指導局特別支援教育課施設整備班
 電話：096-333-2676

熊本県私立学校審議会公告第4号

熊本県私立学校審議会の会議を次のとおり開催する。

令和2年(2020年)3月10日

熊本県私立学校審議会

- 1 開催日時
 令和2年(2020年)3月13日(金)
 午前10時30分から正午まで(予定)
- 2 開催場所
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県庁本館13階展望会議室
- 3 議題
【諮問事項】
 (1) 認定こども園への移行に伴う幼稚園(2園)の廃止認可について(公開)
 (2) 鎮西中学校の廃止認可について(公開)
- 4 傍聴者の定員
 5人
- 5 傍聴手続
 (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県私立学校審議会事務局(熊本県総務部総務私学局私学振興課私学運営支援班)
 (096-333-2064)